

議題 2 (委員会決裁事項 (規則第 3 条第 1 号))

平成 28 年度使用高等学校用教科書について

平成 28 年度使用高等学校用教科書の調査研究結果を次のように定める。なお、最終的な教科書の採択は、校長・准校長の選定をもとに、8 月の教育委員会会議において決定する予定である。

平成 27 年 5 月 20 日

大阪府教育委員会

<参考>

[根拠規定]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

平成 28 年度使用高等学校用教科書の調査研究結果について

■ 対象: 平成 28 年度に使用する教科書 636 冊(昨年度までに調査研究した 635 冊を含む)

1 課題があると判断する教科書 [6] 冊

(1) 学校が選定しても採択しない教科書 [0] 冊

(2) 条件付きで採択する教科書 [4] 冊

① 教育委員会が作成する別紙補完教材を使用することを条件として採択

整理番号	教科	発行者	教科書番号	教科書名	記述
1	地理歴史	実教	302	高校日本史 A	P185 欄外の国旗・国歌法について、「国旗・国歌法をめぐっては、日の丸・君が代がアジアに対する侵略戦争ではたした役割とともに、思想・良心の自由、とりわけ内心の自由をどう保障するかが議論となつた。政府は、この法律によって国民に国旗掲揚・国歌斉唱などを強制するものではないことを国会審議で明らかにした。しかし、一部の自治体で公務員への強制への動きがある。」
2	地理歴史	実教	304	高校日本史 B	P247 欄外の国旗・国歌法について、「国旗・国歌法をめぐっては、日の丸・君が代がアジアに対する侵略戦争ではたした役割とともに、思想・良心の自由、とりわけ内心の自由をどう保障するかが議論となつた。政府は、この法律によって国民に国旗掲揚・国歌斉唱などを強制するものではないことを国会審議で明らかにした。しかし、一部の自治体で公務員への強制への動きがある。」

② 次の教科書を同一学年で使用する場合、下記に示した内容を生徒に教えることを条件として採択

整理番号	教科	発行者	教科書番号	教科書名	記述	
1	地理歴史	実教	302	世界史 B	P369 70万人に及ぶ朝鮮人が戦時労働労働員で日本に連行	同じ出版社でありながら、連行された人数に差がある
			305	新日本史 A	P96 約80万人の朝鮮人を日本内地や樺太の軍需工場や炭鉱などに強制的に連行	

【条件】以下の内容を生徒に教えること。

『世界史 B の教科書にある 70 万人は、日本「内地」に送られた朝鮮人の概数。新日本史 A は、p.178 の特集「海外 植民地と戦争の記憶」との整合性をはかる必要などから、「樺太などを含めた」概数として約 80 万人と記述。したがって、これらの概数の違いは、連行された地域に樺太を含むかどうかによるというのが当該教科書会社の説明である。』

(3) 採択に影響を及ぼさないが、発行者および文部科学省に指摘する事項を含む教科書 [2] 冊

整理番号	教科	発行者	教科書番号	教科書名	記述
1	外国語	三省堂	302	CROWN English Expression I	P73 次の日本文を英語にしなさい。 彼はぼんやりした(absent-minded) 生徒なので、級友たちによく笑われる。
2	外国語	三友社出版	301	JOYFUL English コミュニケーション 英語基礎	P27 「おい、見てごらん ごちそうが運ばれてきたよ」と記されており、オリの外には車いすで移動している年配の男性がびっくりしたようにこちらを向いている。という挿絵とセリフ

2 課題がないと判断する教科書 [630] 冊

本書は、実教出版高校日本史A教科書の185ページ⑥印（もしくは高校日本史B教科書の247ページ⑥印）で示された記載につき、補足をする文書です。

該当個所では、「国旗・国歌法が憲法第19条の思想・良心の自由（注1）に違反するおそれがあり、日本政府が国民には国旗掲揚、国歌斉唱などを強制するものではないと国会審議であきらかにしたにもかかわらず、一部の地方自治体では公務員に強制する動きがある」との趣旨の記載がなされています。

この記載に関する事実関係を整理すると以下の通りです。

平成11年に国旗は日章旗、国歌は君が代と認める国旗・国歌法が成立した後、大阪府では平成23年に大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例が制定されました。

条例は、各地方自治体の選挙を通じて選ばれる住民の代表者である議員によって構成される議会が多数決によって決議する法です（注2）。

この条例に基づき大阪府教育委員会は府立学校で勤務する公務員（生徒・保護者は対象ではありません）に対し、入学式及び卒業式等、国旗を掲揚し、国歌斉唱が行われる学校行事において、起立して国歌を斉唱することを命じる職務命令を発しました。つまり、議会が成立させた条例（法）を、行政機関である教育委員会が国民ではなく公務員に対して執行したのがこの職務命令です。

議会で正式に成立した条例を行政機関が執行する場合、当該条例の執行が憲法や法律に違反していないかを別の独立した機関が判断しうることが必要であり、この判断権を持つのが裁判所です（裁判所の司法権）（注3）。

国民・住民の代表者が議員を選挙で選び、この議員によって構成される議会が立法権を持ち、立法府が制定した法を、行政権を持つ行政機関が執行し、その違法性を審査する権限（司法権）を裁判所が持つことにより、権力の相互抑制を実現しているのが三権分立の考え方です（注4）。

最高裁判決平成24年1月16日（懲戒処分取消等請求事件）の裁判では、東京都立学校校長による国旗掲揚、国歌斉唱の職務命令が憲法第19条の思想・良心の自由の侵害にあたるかが争点になりました。

つまり、職務命令が違法なのではないかという点を最高裁判所に判断してもらうための裁判が行われたのです。その結果、判決では、国旗に向かって起立し、国歌を斉唱するという職務命令は、憲法第19条の思想・良心の自由を侵害するものではなく、合憲であるという判断がなされ、国旗に向かって起立し、国歌を斉唱するという職務命令の合憲性が確定されました。

この判決により、同趣旨の職務命令を発令した大阪府の職務命令及び大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例の合憲性が確認されたと解されます。

一方で、条例に批判的な意見をもつ人々は表現の自由（憲法第21条）（注5）などの権利を行使して自分の意見を述べることができます。

このように、意見の分かれる事項について議論し、憲法・法律・条例といった法に従った適正な手続きを経て、国民・住民が意思決定するというのが民主主義の考え方です。

今回は、当該記載の事実関係につき、補足が必要であるとの考え方方に立ち、皆さんにこの補助教材を提供する運びとなりました。生徒の皆さんには、三権分立、表現の自由、民主主義といった制度や考え方をご自身で考え、理解を深めていただきたいと思います。

注1～5については、別文書にて、各学校で使用している公民教科書の該当ページを示すこと。

平成 28 年度使用高等学校用教科書の調査研究の内容について

1 調査研究の対象となる教科書

平成 26 年度に検定に合格した教科書 1 冊

<内訳> 外国語1

※なお、平成 25 年度までに検定に合格した教科書(635 冊)については、平成 26 年度に調査研究済み

2 教育委員会事務局による調査研究

(1) 組織

教育委員会事務局及び教育センター指導主事による「高等学校用教科用図書選定のための指導資料作成等委員会」を設置

(2) 調査時期

平成 27 年 4 月 23 日～4 月 30 日

(3) 調査研究の観点

1	特定の事項、事象、分野などに偏りがある、全体として調和がとれていない。
2	特定の事柄を特別に強調し過ぎている、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げている。
3	特定の営利企業、商品などの宣伝や非難になるおそれがある。
4	特定の個人、団体などの活動について、政治的又は宗教的な援助や助長となるおそれがある、その権利や利益を侵害するおそれがある。
5	引用、掲載された教材、写真、挿絵、統計資料などは、信頼性のある適切なものが選ばれていない。
6	人権尊重の観点から、偏見や差別意識を助長する表記・表現や挿絵・写真等の掲載がある。
7	実際に使用する際、教員や生徒に誤解を招く。